

ひょうごブランド商品（もち類）審査基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、もち類（もち及び生かきもち）に適用する。

（定義）

第2 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
もち	もち米あるいはもち米とうるち米を混合したものを水漬けし、蒸したものを搗いて成形したもの及びもち米あるいはもち米とうるち米を混合したものを水漬けし、蒸したものを搗いて、風味原料、塩、砂糖を混ぜて成形したもの
生かきもち	もちを切ったものを乾燥させたもの

（使用原材料）

- 第3 使用するもち米およびうるち米は、兵庫県内で生産されたものであること。
2 風味原料は、兵庫県内で生産されたものを使用するよう努めること。
3 食品添加物を使用していないこと。

（品質）

- 第4 品質については、次のとおりとする。
(1) 色、食感、香味が良好であること。
(2) 変色がなく、損傷、割れが少なく、変質していないこと。
(3) 異味異臭がないこと。
(4) 異物が混入していないこと。
(5) 内容量は、表示重量に適合していること。
2 品質は、県立農林水産技術総合センター又は民間検査機関における審査で、良好な状態のものであることが確認できること。

（保管施設）

第5 原材料、包装資材等の保管施設は、作業場と一定の仕切りをもって独立しているものであって、それらの品質を良好に保持できるものであること。

（表示の方法）

第6 名称の表示は「包装もち」「切りもち」「生かきもち」等もち類である旨を記載すること。

（任意付加価値表示）

- 第7 「この製品は、兵庫県産のもち米を使用しています。」等と記載することができる。
第8 この基準に定めるもののほか、「加工食品（共通）審査基準」の安全性の確保及び安心感の醸成に定める事項を満たしていること。